

OSAKA みらい 市政報告

発行：OSAKA みらい大阪市議員団
〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市政府内 ☎ 06-6208-8650
問い合わせ先：武直樹市民協働事務所
〒544-0015 大阪市生野区巽南 1-12-10 ☎ 06-6753-6714
武直樹公式ホームページ：<http://www.take-naoki.com/>
Twitter：@takenaoki
Facebook：<http://www.facebook.com/naoki.take.1>

大阪市議員
武直樹



プロフィール

- 1972年 12月26日生まれ。
- 1999年 同志社大学大学院社会福祉学専攻博士課程(前期)修了。大阪市生野区社会福祉協議会に就職。7年間、生野区のまちづくりに携わる。
- 2006年 大阪市東住吉区社会福祉協議会 地域包括支援センター社会福祉士。
- 2009年 NPO法人いくの市民活動支援センターを仲間とたちあげ(2009.4)社会福祉士・介護支援専門員として、大阪市、生野区のまちづくりに奮闘中。
- 2011年 大阪市議員選挙(生野区)6,737票のご支持を受け当選。

11/7

一般決算委員会質疑

(1) 区役所と地域活動団体との関係について

「区役所と地域振興会や地域社会福祉協議会をはじめとする各種の地域団体との関係について、信頼関係が損なわれているが、どのように信頼関係を再構築しようとしているのか？また、NPO や企業など新しい活動主体とはどのような関係を構築しようとしているのか」市長に問いました。市長からは、「地域団体については、今後も大切な協働のパートナーとしてサポートすべきところはしっかりとサポートしていく。事務体制や補助金については、改めるべきところは改めて、新たな関係を構築していく」「地域活動に関する予算については、今年度の予算額を基本として、区役所との協議により使いみちや負担区分を決めていく」といった趣旨の答弁があり、その内容は、「大都市大阪における『公共』の分野の担い手について」の文書に11月20日まとめられました。



(2) 青少年指導員活動について

具体的な事例として、区役所における青少年指導員への事務局支援などの団体支援とお金を使いにくくなって、区役所と団体との信頼関係が損なわれている現状について問いました。来年度に向けて、市として統一をはかるべき点を整理した後、委嘱する内容、経費、事務局支援については、区の実情に応じて、区で決定していくことになる方向であるなら、当事者とコミュニケーションをとって信頼関係を再構築していただくよう要望し、しっかりと意見交換しながら、活動状況に応じた活動しやすいしくみづくりを進めていく旨答弁がありました。

(3) 区役所における、広報支援、活動拠点支援、協働事業の有り方について

平成20年度に内閣府が行った「市民活動団体等基本調査」によれば、団体が求めている「行政からの必要な支援」として、「活動に対する資金援助」「活動や情報交換の拠点となる場所の確保・整備」「市民や企業等に、活動を周知させるための広報活動」がトップ3になっている。相談もこの3件が多いです。区役所が市民活動団体との市民協働を目指すのであれば、区役所の会議室も使いやすく、市民が使えるような仕組みを構築し、広報についても、市民発のイベント等もできるだけ掲載できるようにしていただきたいと要望しました。また、市民発のイベントと区役所が共催できるような仕組みの構築もあわせて要望いたしました。24区中では、区役所の使用、広報紙掲載、共催事業はいずれも先駆的に実施している区が既にあり、生野区でも今後検討していく答弁がありました。

INFORMATION

インターネットでも情報発信中！！
武直樹公式ホームページ：<http://www.take-naoki.com/>
Twitter：@takenaoki
Facebook：<http://www.facebook.com/naoki.take.1>

フェイスブック
友達申請
お願いします！

(4) 老朽家屋対策について

生野区においては、空き家率が22%（H20）で市内1位です。古い街並みが残っているものの、適切に管理されないまま老朽化が進んでいる家屋も存在しています。その中で検討部会を起ち上げ、屋根瓦や外壁の落下、倒壊の危険性があるものについては、「建築指導法の厳格な運用による是正指導や措置勧告」、「所有者特定のための税情報の活用」、「関係局がまたがるため、都市計画局、消防局、建設局などと調整し、文章化、フローチャート化した「区職員対応マニュアル」の作成」などの整理、対応を行ってきました。しかしながら、未解決の事案の中には、倒壊のおそれがある特に危険な状態なものがあります。これらについては、行政代執行をしてでも解決するべきではとの問いに、年内2軒について代執行を行う答弁があり、現在行われています。

(5) 生野区の長屋再生の取組について



生野区においては、長屋建て率も21.4%（H20）で市内1位です。利用できる空き家もそのまま放っておけば、危険な老朽家屋になってしまいます。そうなる前に、例えば、地域のたまり場づくりやカフェ、若者が住みたくするようなシェアハウスへの改築など、空き家や長屋を活かしたまちづくりができないかという問いに、先日生野区でも長屋再生ワークショップが開催されたところでもある、今後取り組みを継続し、地域の活力や魅力向上につながっていくことを目指すと答弁がありました。

(6) 地域共生型サービスについて

地域共生型サービスは身近な地域のデイサービス等の事業所で、高齢者だけでなく、障がい者や子どもに対して、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等に基づく必要な福祉サービスを一体的に行うサービスです。今までは、法律の縦割りのために一体的に実施できませんでした。モデル実施に向けての進捗状況についての問いに、福祉局の介護保険課、障がい支援課、こども青少年局の保育企画課、生野区役所がメンバーとなり、これまでに5回の検討会を開催し、準備、課題の整理を進めているとの答弁がありました。地域福祉の視点をもって着実に進めることを要望しました。

11/20

市政改革特別委員会

(1) CB、SB について

CB（コミュニティビジネス）SB（ソーシャルビジネス）と言葉だけが先行し、お金もうけを地域にさせるように誤解されて伝わっている。補助金とからめて「足りない財源を補う」といった役所からの説明も一因だと考える。実際に大阪市内で起業までつながった事例は2件である。そもそも、CB、SBも含めてまちづくりは、少しずつ積み上げて時間をかけて進めるものであり、行政から押し付けるものではない。CB、SBの認識を整理して、「まちづくりとして住民の皆さんのペースで進める活動」と「既に課題解決に向けて進めてきているNPOなどの活動」と分けて考える必要があるのでは？との問いに、CB、SBの起ち上げは簡単ではないとの認識であり、活動主体に応じて公募や企画競争方式により協働を進めていく旨答弁がありました。行政が上から当てはめる公募だけでなく、市民側から提案できる型の公募も取り入れていただくよう要望しました。



(2) 区長会議について

老朽家屋の課題や「いわゆるゴミ屋敷」の課題など、担当部署が複数にまたがる課題については、行政の縦割りのためなかなか対応することが難しかった。区長会議に部会が設置され、部会を中心とした検討体制が整備されてきた。せっかくこのような仕組みをつくったのだから区政会議を通じて、区から課題をあげ、区長会での検討を通じて解決策を区に返していくというサイクルを着実にまわしていただくことを要望しました。

○ 巽公園の拡張整備について

都市計画巽公園において、公園の拡張整備が平成25年度～30年まで予定されています。中身はこれからです。皆さんのお声もお聞かせください。

■ スケジュール案

西ブロック
地元調整、計画・設計：平成25年度
工事：平成26～27年度
東ブロック
地元調整、計画・設計：平成28年度
工事：平成29～30年度

